

## 第3回大阪弁護士会市民会議議事概要

1. 日 時 平成18年9月4日(月)午後2時00分～午後4時17分
2. 場 所 大阪弁護士会館 9階中1・2会議室
3. 出席者(敬称略・順不同=18名)  
議長 大國 美智子  
副議長 阿部 昌樹  
委員 飯田 秀男 野呂 雅之 郭 辰雄  
西村 貞一

### 大阪弁護士会

- 会長 小寺 一矢  
副会長 齋藤 ともよ 檜垣 誠次 田積 司  
企画調査室長 松葉 知幸  
司法改革推進本部市民会議バックアップ対応部会  
部長 小野 範夫  
委員 岩崎 雅己 瀬川 武生 島尾 恵理  
広報委員会  
副委員長 大久保 康弘  
秘書課長 田村 一幸  
法律扶助協会大阪支部  
副支部長 澁谷 眞

4. 配付資料  
資料17

## 議 事

- 1 開会
- 2 報告事項

毎日新聞社の池田 昭委員が急遽大阪から東京に御転勤になられ、辞任されました。当会は、やはりマスコミの方に入っていただくほうがいいと考え、野呂雅之さんにお伺いしましたところ、快く御快諾いただきましたので、委員として選任いたしました。

### 野呂委員

朝日新聞の野呂と申します。

大阪の司法記者クラブに2度在籍したことがあります。1度目は小寺さんが副会長をなさっていたころで、当時は産経新聞におり、検察庁担当を2年いたしました。その後、朝日新聞に移籍し、社会部で司法キャップをしまして、加藤会長の前後の2年3カ月余り、阪神大震災を挟んで司法記者クラブのキャップをいたしました。都合4

年4カ月ほど司法担当をしました。司法クラブの記者の立場から思ったことを述べたいと考えております。

### 3 議事録署名者指名

議長の指名により、西村さんと野呂さんをお願いします。

### 4 議事

#### (1) 民事法律扶助と日本司法支援センターについて

財団法人法律扶助協会大阪支部副支部長澁谷眞弁護士の説明

法律扶助事業は、昭和27年1月に財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という）が設立され、昭和33年度以降、国庫補助が開始されました。平成12年10月に民事法律扶助法が施行され、少なくとも民事法律扶助の事業費部分は国庫補助の対象になりましたが、運営のための人件費などの間接経費に対しては国庫補助がほとんど出ず、弁護士会に多くを依存していました。一方、大阪弁護士会では、昭和24年9月、大阪弁護士会法律相談及び訴訟扶助規定を施行し、昭和60年に大阪弁護士会総合法律センター規程で充実させ、生活保護受給の方や障害者の方を無料で法律相談する旨規定されました。

平成12年10月以降は年間20～30億円の事業費の援助がされたが、利用が増え、平成14年には逆に予算が不足し、窓口を閉めることを検討するほどでした。平成15年、16年は順調に件数が伸び、平成17年は約6,000件の扶助決定をしました。

大阪府下では、2人家族で27～28万円までの収入であれば扶助を受けられます。日本の所得層の下の2割はカバーしようという基準です。ただ、予算がある程度潤沢になってきた段階で少しずつ緩め、住宅費や教育費を考慮し、扶助要件を広げました。

扶助は立替えであって、扶助協会が財政難のときには償還を求めることが忍びないという方に対しても、やむを得ず分割払いで返していただくことをしていましたが、今は徐々に比較的建前どおりに猶予や免除ができるようにはなってきました。

立て替える着し金・報酬は、通常の私選に比べると大変に少ない金額です。法律扶助は弁護士会が始めた事業で、乏しい財源ながらやるということで、極めて低額に抑えた形で進めてきました。昨年の約6,000件のうち4,000件以上は自己破産でした。

総合法律支援法施行により、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護業務、司法過疎地対策、犯罪被害者支援業務という5つの主要な業務をやる独立行政法人日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が設立され、扶助協会が行ってきた民事法律扶助を10月2日に引き継ぎ、移行する過程にあります。扶助協会は平成18年3月末に解散します。

問題は、扶助協会がしていた民事法律扶助事業以外の事業はどうなるのかということです。主要な自主事業としては、被疑者段階で当番弁護士の費用を扶助する刑事扶助（昨年度で大阪では約900件、本年度は1,000件を超える見込み）、家庭裁判所送致の少年の付添人扶助（年間約300件）です。その他の自主事業として幾つかの支

部で行っているものとしては、心神喪失者付添人扶助（昨年7月に施行され医療観察法による審判の付添人費用の扶助）、精神保健扶助（精神保健法に基づく退院請求の代理人費用）、ホームレスの支援の援助（生活保護申請）、外国人法律扶助（主に入管手続等に対する代理人費用の扶助）、労災認定の手続（民事法律扶助法により、行政手続は民事法律扶助ができず、自主事業として継続している事業）があります。

野呂委員

法テラスができますと、扶助協会がなくなり、業務をやめるわけですから、財団法人法律扶助協会の各支部が行っていた自主事業は当然なくなるのですか。弁護士会はどのように考えているのですか。

小寺会長

法テラスが承継できない自主事業部分の対応については、二つの方法を考えています。一つは、弁護士会として自前でやることです。もう一つは、日弁連が法テラスに次のように提案しています。法テラスは、総合法律支援法（以下「支援法」という。）30条第2項で、本来の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、業務方法書で定めるところによってほかの業務を行なうこともできると定められていますので、この第2項でやっていただき、国費が出るまでの間は弁護士会で費用を手当てしますという仕組みです。もともと支援法は、法による紛争の解決をより容易にすることを目的としているのです。それなのに、国民が法を利用しにくくなったのでは何もなりません。

野呂委員

法テラスは基本的にリーガルサービスをよくしようという理念ですけれども、法律扶助協会がなくなってしまうと、それまで独自にやっていた事業が狭まってしまうですね。それはよくないという指摘は、早い時期から指摘されていたのですか。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

何回も議論しています。独立行政法人である法テラスに民事法律扶助事業、被疑者国選をやってもらおうということを選択した段階で、個々の単位弁護士会の支部の自主性はある程度引き下がり、自分でやるしかなくなっているということかと思います。

野呂委員

まだ、法テラスが、被疑者国選から漏れた被疑者段階での刑事扶助と、少年付添扶助の主要な自主事業をやるとは決まっていないのですね。

小寺会長

これらは外れることはありません。むしろ問題は、いくつかの支部で行っている心神喪失者付添人扶助、精神保健扶助、ホームレス支援扶助、外国人法律扶助、労災認定手続扶助です。

野呂委員

自主事業をやっていない単位弁護士会ならば、むしろ法テラスができることによっ

て組織がかっちりできるという考えになってくるのでしょうか。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

単位会の面積、交通手段、会員数によって、様々な問題があると思われれます。また、法律扶助協会の人材がほとんど法テラスに移ってしまうという問題もあります。

西村委員

法テラスでやらないことは、その地域だけでやろうと思ったらできるわけですね。国もそこまで否定はしていないわけですね。

小寺会長

そうです。そのときそのとき起こってくるいろいろなことは、弁護士会が取り扱わなければならないと思います。これは未来永劫残ります。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

あれだけ日弁連が言っても駄目だった被疑者国選が、勾留質問以後の手續において、平成 21 年以後は必要的弁護事件全件に広がります。この財政難のときに国から予算が出たというのは、大したことだともいえます。

小寺会長

イギリスは、17 年度で刑事、民事すべて合わせたリーガルエイド予算は 4,000 億です。日本は、刑事 50 億円ぐらいを合わせて 160 億円ぐらいじゃないでしょうか。償還金も全部入れて。

阿部副議長

イギリスの 4,000 億円というのは刑事がほぼ半分です。

小寺会長

いわゆるエイドとしての総額からいうと、日本は微々たるものです。

阿部副議長

法テラスになることによって総予算は明らかに増えるわけですから、そのうちの民事法律扶助に回る部分も、額としては、これまでの法律扶助協会への補助よりもかなり増えるはずですよ。そうなってくると、もう少し一般民事の扶助案件が増えるということはある得ますよね。

そうしたことも含めて、民事のほうの特質はどうでしょう。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

情報提供機能が総法律支援法 30 条 1 項 1 号で大きく挙げられています。これはコールセンターみたいなところで市民の電話をとって紹介する業務です。今までやってこなかったことを法テラスの業務としてやることによって、泣き寝入りとか、どこに行ってもいいか分からないから弁護士や司法書士のところへ行かなかった人を掘り起こす形になるだろう、だから事件受任が増えるであろうという予測です。どの部分が増えるかにつきましてはまだ分かりません。

しかも、弁護士にとって事件単価は上がりません。お金のあるゆとりのある依頼者

よりは、打ち合わせもなかなか難しい。昼間来てもらえないので夜にするとか、なかなか時間をとっていただけないという面もありますので、弁護士としては一般事件としての扶助事件をやること自体、ボランティア精神が半分以上です。だから、扶助事件だけでは経営が成り立たないというのが常識で、何件か普通の事件をやっている中で幾つかをやる、ですから、一般の民事扶助事件が増えたときに、こなせるであろうかという心配はしています。

小寺会長

扶助事件は、その時々時代の背景があります。離婚、家事事件はスタートしたときから基本的に変わりません。昭和40年代には交通事故が多く、代わって消費者破産が出てきました。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

最近、破産事件は頭打ちで減る傾向です。過払い金返還請求については、手続が面倒な扶助は、競争力を失っています。

小寺会長

今後何に変わってくるのか分かりません。

阿部副議長

統計的に見ますと、日本は本人訴訟がきわめて多いのです。もちろん弁護士代理がっていない事件のすべてが、本来代理人が必要な事件なのかどうかは分かりませんが、満たされていない法的な需要はあるという気がします。そのあたりはどうでしょうか。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

例えばDVがそうですが、新しい立法によって新しい手続ができたとき、それに対する扶助のメニューが決まると、業務として定着しますから、弁護士もやりやすいし、やっていく形になるかと思えます。

しかし、その狭間にある、新しい問題として出てきているけれどもそのための業務として定着していない部分については非常にやりにくい。

例えば、被害者支援には、マスコミ対応とか法廷傍聴に一緒に行くとか、半分カウンセラー的な仕事もメニューにあります。広めるというのはまだまだできないし、業務として定着させるための何らかのものが限り、扶助どころか通常の私選でやることも困難かなと思っています。そのときそのときの状況で、弁護士がどういう分野でどういう形で関与するかという大枠での話の場合には、まず弁護士業務とは何かということから何ができるかを考えなければなりません。

別な例では、住所居所の定まっていない人の自己破産手続は、裁判所がまず受け付けません。だから、扶助協会から手紙を出しても届かない人に対して、自主財源とはいえ公の金を出すわけにはいかないのです。どういう形で活路を見出したかと申しますと、社会福祉協議会気付の手紙は、巡回相談員が定期的に回って定住ホームレスを

把握していて、届けてくれます。そこで、社会福祉協議会気付で申し込んでいただいた場合には、この人はここに住んではいけません、ここに定住しておられませんかという巡回相談員の証明をもらったときには扶助をするというふうになりました。

だから、今までとは違う問題が出てきたときに、弁護士の専門性、弁護士の仕事としてどこまでができること、やるべきことかということなどを常々考えるべきだと考えています。御質問には合っていないかもしれませんが、そういう形で弁護士の仕事は広がっていくのかなと思っています。

西村委員

今、大阪市の施策として、ホームレス対策にはお金をつけますという話が出ております。人間として誇りを持った生活ができるようにしてあげなければならない。経済的な理由は、ホームレスになった大きな理由だと思うので、早く自己破産されて、過去のしがらみとか借金をきれいに清算して、きちっとした生活保護を受けられるような形にしてあげたらもっと自立するのではないですか、それにお金を使ったらどうですかという話を大分言っていました、扶助協会がこういうことをやっておられるというのは知りませんでした。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

大阪市がこの4月から公園での出張相談に予算をつけました。そして、公園から出よう、自己破産して過去を清算し、自立しようと考えている定住ホームレスの方については、扶助をやりましょうと考えて、少しずつ実績を積み重ねつつあります。しかし、定住していなければ、扶助も、自己破産手続もしようがないのですし、公園から出て自立しようとしなければ、公の予算を使うわけにはいかないのです。

西村委員

そうならば、逆に言うと自主財源だけではなく、各都道府県単位ぐらいで、この目的のためにだけ、例えば自己破産の部分だけに少しお金をいただくというようなことを会として考えられたら、大分活動がしやすくなるんじゃないでしょうか。

小寺会長

そうですね。用途を決めてね。

西村委員

大阪市の人がいわく、ホームレスになりたての人は早く戻るけれども、3年、4年と気楽気ままな生活がよくなった人は無理やということははっきり言うてました。

大國議長

大阪府の場合は、今おっしゃった両者の意見をうまく合わせてやれるように、各地域にコミュニティーソーシャルワーカーを配置いたしております。それには府が人件費もつけておりまして、事例が上がってきたら、生活をどういうふうに立て直して自己破産をどうやっていくか、それらを組み合わせるように一応動いております。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

コミュニティーソーシャルワーカー気付です。その方に、何々公園のこの辺に定住している人だということを証明していただき、扶助決定するのです。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

マイクロバスで集めて回って文化住宅にほうり込んで。正規のルートが乏しいからそういう連中がはびこるはずですから、そうならないようなルートを確立しないと。

大國議長

先ほど小寺会長から、自主事業にはお金が要る、会費を集めなければいけないという話が出ました。それからもう一つは、国補助だけでは非常にレベルが低い可能性もあるので、今までも弁護士会が上乘せという形で援助してきたと思います。そういうことを全部含めて、自主事業の財政の問題を今後どういうふうに考えられるのか、また、法律扶助協会などに弁護士さんが寄附していらっしゃる点もこれからどうなるのか、ご説明下さい。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

はい。

小寺会長

一番の根本は、会員の特別会費の徴収を延長して、国から金が出るまでは自分らの費用でやり続けること。この覚悟をこの12月の臨時総会で、やり切るつもりです。

もう一つは、贖罪寄附です。一番の典型は脱税事件とか被害者のいない犯罪、あるいは被害者がお金を受け取ってもらえない場合に、裁判所が一定量刑上配慮してくれるという贖罪寄附というのが全国的に年間5～6億ありました。今までは扶助協会に寄附して、証明をつけて裁判所へ出すと裁判所では一定配慮してもらえるという慣行がありました。そこで、弁護士会に対する寄付も全国そういう扱いにしてくれということで、今各地の弁護士会長が各地方裁判所の所長、検事正にお願いに行っている最中です。

篤志家寄附の免税団体の指定は法テラスに行ってしまいますので、自主事業の財源ではなくなりました。

刑事被疑者は21年になったら少し広がって国から予算が出ますが、少年付添は今の上ままだではいつまでたっても全部に国費は出ない。しかし、今の趨勢から言うと増え続けるので、ここの部分は弁護士がやる。ただ、私が20年ほど前にフランスに行き、日本では子供がリーガルエイドの対象に入っていないと言ったとき、フランスの女性裁判官から、子供とお年寄りを対象にしない法律援助とは何ですか、一番必要な部分でしょうと言われました。私も、親に捨てられ、社会に捨てられた子供にお金を使わなければならないのに、国費の援助がない、それで平気だというのが理解できないんです。一番必要なところだと思います。だけれども、現実はまだ予算がつかない

ので、つくまでは弁護士会がやり続けなければならないでしょう。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

少年付添の仕事は大変で、あの単価でやっていただいているのは本当に不思議なくらいです。

小寺会長

今、日弁連が刑事被疑者弁護の自主事業部分に出すのは1件6万円、少年は8万円が基本ですが、現実にお願いするときには大阪では平均13万円ですね。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

家裁送致後は10万円、最初からでしたら15万円です。

小寺会長

この差額を各弁護士会が負担しなければならないのです。そうでなければ、今まで13万円でやっていたのを8万でやれと言っても、付添人のなり手がなくなってしまいますから。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

それでもおやりになる方はおられると思いますけれども、減るでしょうね。

小寺会長

それは正にボランティアだと思います。職業人にどこまでボランティアを求められるのでしょうか。

阿部副議長

ヨーロッパと比較して、司法と行政との切り分けの発想が違うような気がします。少年事件が典型ですけれども、日本では行政の問題だと認識されていたのです。行政的に国が少年の面倒を見て更生させてやる。そこに対立的な構造、要するに権利の問題などは基本的にないのであって、国が少年を更生させてやる、親がわりになるという発想だったと思います。それに対してヨーロッパなどでは、そこに権利の問題、国による権利侵害の可能性というものがかかわってくるから、その少年を保護してやる必要が出てくるという発想です。ホームレスの場合でも、これまでの発想は、行政が困った人を助けてやるという発想だったと思います。だから、そこに弁護という発想が入る余地がないものとして扱われてきた。それに対して、日弁連も大阪弁護士会も、何とか司法の領域にかかわるものとして構成し直そうとしてきて、それを自主事業として取り入れてきたと思います。

これからは、ある意味でせめぎ合い的な形で、扶助もかかわってくるような司法の領域の問題と行政的な保護、国による保護の問題をどこでどういうふうに線を引いて区分けしていくのかということがますますいろんな形で問われてくるだろうと思います。司法制度改革というのは司法の領域をもっと広げようという発想が基本にあっただけですので、そういう意味ではこれまでの自主事業も司法本来の領域であるということ強く打ち出して、自主事業でやるのではなくて、基本的には国が資金を出し

て全国一律に行っていくべきだと思います。少なくとも将来的にはそうなってくるべきだと思います。

野呂委員

今、総合法律支援法に基づく法テラスができた。法というのはおしなべて行うものなので、最大公約数をどこに持ってくるかという話になると思います。東京、大阪のように自主事業が多いところに最大公約数を持ってくるのか、一番少ないところに持ってくるのか。

それと、今おっしゃった刑事扶助と少年付添人扶助の2つは絶対入れましょうと。ただ、少年付添人扶助は各支部の上乗せ部分が出てくるわけですから、それは弁護士会が持たざるを得ないでしょうというような実際の話ですね。ところが、先生のお話を伺っていると、本来ならば行政がやるべきなのになかなか手がつかないところを、司法でもできる範囲はやっていきましょうとなると、最大公約数をどこまで上に持ってくるかというせめぎ合いになってくると思いますが、現実としてはそのせめぎ合いまでは余り行っていない気がします。弁護士会は攻めようとしているのだけれども、実態はなかなかかみ合わない。

小寺会長

刑事被疑者弁護は燎原の火のごとく全国に広まりました。だから、今後、世の中の必要性があれば、全部やるようになっていくでしょう。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

少年付添事件に関しましては、家庭裁判所には調査官がいる、非行事実を前提としてこの子がどう更生していけばいいかということは家庭裁判所の調査官が対応する、弁護士が付き添わなくてもできるじゃないか、国費を出す必要はないというのが建前論です。けれども、現に付添人がついて非常にいい結果が出ている例が多数ありますし、家庭裁判所からの依頼で昨年約40件のケースに付添人をつけました。実績を積み、世論、国民のご理解を得たいと思います。

小寺会長

少年付添人については、最初、昭和47年ごろに最高裁判所家庭局から弁護士会に対して少年付添人について法律扶助をしてくれませんかという申し入れがありました。そこで、弁護士会として、扶助協会で受け入れられないかと検討し、始まったのです。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

扶助協会大阪支部にも昭和63年に大阪家裁所長と大阪弁護士会長と当時の支部長の三者の連名の協定書があります。裁判所から付添人推薦依頼があり、弁護士会が推薦した付添人の費用は、扶助協会が払うという内容です。

小寺会長

今一番困っているのが未成年者の後見人です。弁護士に随分推薦依頼が来ていま

す。成年になるまでの親がわりです。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

子供が成年するまでの長い責務です。家庭裁判所がわざわざ弁護士をと言ってくるのは、その子の親族関係などで、法律問題があるから特に弁護士である必要があるというものだけ推薦依頼があるのだと思います。しかし、その子がぐれてバイクで事故を起こしたりすれば、後見人の弁護士が訴えられます。

小寺会長

私はヨーロッパのことは余り知りませんが、地域のボランティアのような方々が親がわりになって見ておられるところもありますね。日本は地域が崩壊しているし、近所もほったらかしかもしれないけれども、それを弁護士に求められても、弁護士に本当に対応能力があるのかなと思って、僕は心配しながら見ているんです。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

子どもの権利委員会の方はきちっとおやりになっておられます。ここでも、弁護士の業務はどこまでかと随分議論になりました。夜中すぐに会いに行こうと思ったらタクシーで行くことになりませんが、月1万円しか扶助の額はないのです。実費分しか扶助できない。それでも、10年分となりますと120万円です。そういうメニューはありますが、それは継続して自主事業として弁護士会直営でやっていただかなくてはならないと思います。

大國議長

今いろいろなお話が出ましたけれども、ボランティア的な公益活動と、弁護士さんが生活していくための収益活動とのバランスの問題がこれから大きくなるのではないかという気がします。

高齢者の成年後見も今全くそこに行き詰まっております、ボランティアで引き受けていただいても、10件近くになるととても本来業務ができないとおっしゃるわけです。そうすると、ボランティア部分を2～3件でとめていただこうとすると、結局は数が足りなくなって、司法書士会に任せていく。先ほどおっしゃったコールセンターもそうで、件数が物すごく増えたら弁護士さんだけではやり切れないので、司法書士さんとかどこかへ振り分けられる可能性も出てくるかと思えます。他職種との問題はいかがでしょうか。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

司法書士の方との関係については、平成12年10月からの民事法律扶助法の施行によって、大阪支部に関しましては結構うまくいっていると自負しています。弁護士と司法書士と一緒に1件1件時間をかけて審査して扶助事業を行い、信頼関係を作ってきました。

小寺会長

8 資格ありますので、話し出したら切りがないと思います。

大國議長

他職種の問題はまたいつかの機会にそれをまとめてさせていただくということで、今日のテーマに戻りたいと思います。

郭委員

2つあります。私は外国人の立場でいろいろ取り組んでおります。1つは感想めいたことになるのですが、東京では外国人の人権救済が101件で突出しています。ところが、私が日々接している情報の中では、大阪でもいわゆる超過滞在、オーバーステイだけではなくて、中国からの帰国で偽装したという事案もかなり多いと聞いています。ところが、大阪ではそういうものに対する扶助が数的にはそんなに上がっていない。ただ、今の日本の政府の流れを見ますと、かなり厳しく摘発をやっていくという方向性が出ていますので、そういった部分に対する対応なんかもこれから増えていく傾向にあるのかなという感じはしています。これはどこまで行ってもその他の自主事業にならざるを得ないので、どこまで対応が可能なのかどうかというのは極めて難しいところだとは思いますが、ニーズとしては、警察に入ってからそういう話が来ますので、出てこざるを得ないのかなという危惧は1つ持っているところです。

もう一つは、司法法テラスになった場合の通訳についての質問です。法律家が接見に行く際に、日本語を介さない人だった場合は通訳を同行させないと全く意味をなさないというのが現実ですが、これはシステムとして何か構想されているのですか。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

法テラスは依頼する通訳リストを作成しているはずですが、今ある刑事扶助の通訳人リストはそのまま引き継がれるはずですが、ただ、報酬は格段に下がります。自主事業では1時間で2万円くらいお支払いしているのが、11,000円になります。国の費用です。

郭委員

私は、個人的に、法廷通訳制度にかなり疑問、不満を持っております。報酬が安いのも一つですが、きちんとした能力の基準がないのです。ここまでの客観的な語学能力と法律的能力がないとだめだという基準がないものですから、通訳人が、外国の人が発言しているのと全く違う内容を通訳しているとか、かなり端折って通訳しているとか。外国語しか解さない人が法廷の場できちんとした表現を伝えにくいというのが、構造的な問題としてあると理解をしています。裁判所は、裁判所がとりあえず大意が分かればそれでいいですみたいな対応です。だから、この司法法テラスで、安くてもきちんとした通訳システムあるいはNPOなどとのネットワークをつくって、できたら法廷通訳制度にも反映できるようにしていただきたい。自分のところは通訳をこういうふうにやっているのだから、法廷でも同様にしてほしいという提言的なものも持っていければと思います。

小寺会長

法テラスだったら、通訳の方のレベルをきちんとして、きちんと報酬を支払ってほしいですね。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

今は通訳人の方を集めて定期的に研修をやってはいますが、厳格な手続の説明はできていません。

小寺会長

それは今、お願いしています。例えばフィリピンでしたらいろんな言葉があるでしょう。

郭委員

特に通訳はボランティアに依存していて、きちんとした報酬を与えるものというふうに認識されていないところがあります。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

民事法律扶助でも外国の方がおられますが、これから扶助を決定するかどうかの審査の場に同席される通訳の方は、全部ボランティアです。決定してこれからやるとなったら、それは実費として費用を出せますが、扶助決定するかどうかの審査では出所がありません。

小寺会長

法テラスに、通訳人を全国で適正に確保できる方法とレベルを提言することを考えなければなりませんね。

野呂委員

刑事の扶助が本来業務というか、21年には事実上本来業務になるんでしょうけれども、通訳人の制度は、捜査段階・被疑者段階でも関わってくるので、今おっしゃったように、法テラスの中できちんとしたものをつくってもらわないと大変なことになると思います。それこそ裁判員制度ともリンクして、短期で審理ができるのかどうか。

小寺会長

制度を立ち上げるに当たって、ボランティアに頼るのが問題です。

阿部副議長

日本の司法は、いろいろな意味で安物の司法です。司法予算が非常に少ない。それ以前に、そもそも法律扶助が全部償還制だというのが、先進国のレベルでは非常に恥ずかしいことです。償還を原則にしているのは韓国だけです。ヨーロッパはほとんどすべて給付制です。刑事国選であれば基本的に給付なのに、民事は給付ではないというのも、説明はつくのかもしれませんが、おかしいと言えばおかしい話です。裁判を受ける権利が同じく問題になるのだとするならば、民事も少なくともコアの部分は給付にすべきであって、そういう意味で、もっともっと司法にお金をかけていかなければいけないと思います。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

日本の多くの国選の刑事判決では、訴訟費用は被告人に負担させないという判断がなされていますが、最初から給付制ではありません。きっちり支払を求められるケースはあります。民事扶助でも報酬審査の段階で償還免除の制度もあります。

小寺会長

私がフランスへ行ったときには償還制でしたが、償還実務をやる役所が全然執行しないのです。一方、日本は償還率が6割から6割5分です。非常に几帳面な国民性で、立て替えてもらって国から出してもらったのだから返すと。ある面では日本の国民の品性が高いなというふうに、私は思っています。公に世話になったら返すという発想かなど。いいか悪いかは別ですけれども。

小寺会長

さっき先生の言われた安物の司法というのはよく分かるな。いろいろ考えるけれども、ちゃんと予算をつけないのです。

阿部副議長

裁判官だって倍ぐらい増やしてもいいはずで、実際そんなに大きな予算ではないのですね。

小寺会長

裁判官はお一人増やすのに1億円らしいです。書記官とか事務官とかいろんな附帯経費を合わせると1億円かかると。だけど、70人増やしたって70億円です。検事ほどの程度が知りませんが、似たようなものでしょうね。

西村委員

通訳の問題は、経済界としては外国人労働者を導入していかなければならない、教育界では外国人留学生を増やしましょう、という話になっているので、経済界なり教育関係からもそういう声を出すように会長から仕掛けを考えてください。商工会議所へも、経済界も必要でしょうというぐあいになっていただくと結構動きやすい。みんなが連携したほうが議論しやすくなるんじゃないかという気がします。

小寺会長

通訳をボランティアに頼っている現実はあるんだけど、例えば関西にも留学生としてアジアから来られている人が随分ありますね。そういう人らに一部協力してもらおうとか。ネパールとかインドとかになったら何十もの言語があるので、恐らく通訳不能の人が出てくると思います。共通語を知っていればいいけれども、ワーカーの人は必ずしもそうではないですから、そういうときに向こうからこっちへ留学してもらっている人と情報交換するのもいいのかもしれない。

西村委員

通訳の資格をきちっとこしらえていくという方向には商工会議所も動きやすいんじゃないでしょうか。

小寺会長

刑事では、中国語、インドネシア、ネパール、タガログ、インド。

松葉企画調査室長

私が当番で通訳が必要な場合があったんですけれども、弁護士が動けても通訳が動けないと会いに行けないわけですね。その段取りで、ちょっと特殊な言語だったりするとまず調節が難しい。事務局のほうから一生懸命当たってくれても、数人しかいない場合、その人が動けるときにこちらが合わせないかん。警察に申し入れても、その日は捜査でどうのと言われたら、もう本当に困難ですね。だから、ボランティアの制度をつくるのは賛成だけれども、ボランティアではなかなか制度として安定したものにはならず、さっき阿部副議長がおっしゃったように、ちゃんとした対価を払うということではなければ、制度として安定したものにはならないと思います。ボランティアですから、その方の用事を置いておいて来てくださいとは言えないんです。仕事だとなればまだ言えるけれども、向こうもボランティアという感覚だから、それはなかなか言えない。それは実感としてありますね。

小寺会長

例えば大阪には各国の領事館がありますね。そこで、通訳のできる人を何人か教えてくれませんかと聞いたら教えてくれるんでしょうか。

西村委員

領事館で在日外国人のネットをきちんと持っているところは少ないんじゃないでしょうか。

郭委員

あくまで業務が中心ですから、そんなに把握しているわけではない。むしろ国際交流協会のような地域のネットワークでプールの人脈のほうが有効でしょうね。最近では、配偶者として来られて長く日本に滞在している方もおられるし、あと、留学生で学校では日本語を使っている人とか、そういうネットワークは地域ではでき始めています。各都道府県には国際交流センターがありますし、大阪市でもあります。ただ、問題はそういうネットワークをどうつないでいくか、仕組みはまだ十分できていない感じがします。法廷通訳の募集にしても、国際交流センターとかに案内のパンフレットを置くというのでもいいかもしれないですね。

飯田委員

消費者団体で言うと情報提供業務が議論の焦点になるのですがけれども、僕はセンターの扶助業務が国民の信頼にこたえられるだけのものができるのかなと疑問視しているのです。扶助業務をもっと充実させなければいけないなと思いました。

小寺会長

情報提供業務は、五里霧中です。始まって歩きながら考えるということが大分出てくると思います。

阿部副議長

実際にやるためには、大阪で利用可能な相談機関をすべてリストアップしなければいけないわけですね。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

それはしています。

阿部副議長

話を聞いて、そうした問題であればここという形でリンクさせていかないといけないですね。それはだれがやるのですか。

小寺会長

それは研修を受けた者がします。まず東京で受けて、東京から地方へ流れてくるのです。ただ、東京で受けたらリストがざっと出てきて、何を選んだらいいのか分からなくなったという問題がありました。

澁谷法律扶助協会大阪支部副支部長

東京の人に大阪のリストがぱっと出ても、選べないでしょう。だから、結局大阪の相談窓口を振るだけかという話になるのです。

小寺会長

垂らし回しをしないということなんですけれども。

飯田委員

結局はそうなりますよね。パソコンでリストを見たって全然分かりませんからね。5つ出てきたって、どこに振ったらいいかなんて分からないと思います。各地域で実情をちゃんと知っている人でないと、実際には的確に振り分けはできないというふうに僕は思います。それをやるとおっしゃっているから、どうなるのかなと。

小寺会長

最初はいろいろあるかもしれませんがけれども、習熟すると、国民に批判されることなくできるようになると思います。

大國議長

よろしゅうございますか。

### (3) 次回テーマについて

大國議長

大きく刑事弁護という題で、実際はあらかじめ資料をお送りいただく中で、刑事弁護の基礎、被疑者国選と司法テラス、犯罪被害者支援も取り上げたいと思います。

### 5 次回の日程について

大國議長

今回は12月4日(月)の2時 - 5時となっておりますので、ご予約ください。

大國議長

これで今日の会議は終わらせていただきたいと思います。

以上で、本日の議事を終了した。